

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第3回会議）議事録

日時：平成28年1月7日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階 第1委員会室

## <出席者>

### 【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、  
小坂浩之委員、鈴木久雄委員、土井勝幸委員

以上8名、五十音順

（田口美之委員 欠席）

### 【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、小林介護予防推進室長、  
宮野介護保険課長、伊藤青葉区障害高齢課長、阿部宮城野区障害高齢課長  
佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、大友高齢企画課施設係長、  
阿部介護保険課管理係長、伊藤介護保険課介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

### 2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）及び認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 事前協議事業者の辞退について（資料3）
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料4）
- (5) 他市町村の事業者の指定について（資料5）
- (6) 施設の整備状況について（資料6）

事務局より説明

委員：資料2の認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について、20事業計画のうち当初10計画の予定を11事業にして決定している。一部の事業所が比較的多く選定されているが、1事業者から複数の箇所に応募があったのか。また、選定結果では地元事業者もいれば、他の地域の事業者もいるが、どのように考えて選定したのか。

資料3について、辞退の理由が人員の確保が難しいとのことだが、人員確保のリスクは開始前から想定されていたと思う。選定するにあたり確認は行ったか。

事務局：資料2の認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果については、応募にあたり1事業者1計画という制限を設けていないため、審査の結果、複数の事業計画が選定された事業者があった。

また、選定においては地域の特性などを踏まえながら選定している。今回は、当初10事業者を選定する計画であったが10番目の事業者が同点であり差がつけかねるため11事業者選定した。

資料3については、人員を確保する前提で選定をし、その後、法人としても職員の確保に向けて努力をしてきたところであるが、結果として人員の確保とまでは至らなかったため辞退となっている。

委員：認知症対応型共同生活介護事業者の募集に際し、地元の事業者とその他の事業者の差をつけていないとのことではよろしいか。

事務局：そのとおりである。

### 3. 議事

#### (1) 小規模な通所介護事業所の移行等について（資料7）

事務局より説明

委員：小規模な通所介護への移行目的が理解できないので教えていただきたい。

地域との連携や運営の透明性の確保を図るためには移行する必要があるのか。

事務局：国の理念としては地域包括ケアシステムを構築する一環として地域密着型サービス事業所を地域ごとに整備し、一体としてケアを行う考え方がある。地域密着型サービス事業所は市町村で指定を行い、通所介護事業所は都道府県で指定を行っているため、指定の権限を地域に移す意味合いで地域密着型サービスに位置付けた。政令市である仙台市は従前から通所介護事業所と地域密着型サービス事業所の両方の指定を行っているため取り扱いが大きく変わることはないが、全国的な話としてはそのような話である。

委員：国策だと思うが、小規模な通所介護を地域密着型サービスに位置付けた意味が

分からない。運営の透明性を地域密着型サービスに求めているところが分からない。

事務局：透明性の点では、通所介護事業所の場合指定に際し、委員会において意見を聴く必要はないが、地域密着型サービスとなった場合には委員会のご意見を踏まえながら指定をしていくことになるため透明性の確保につながる。

委員：小規模な通所介護事業所を地域密着型サービスに位置付けた目的は国策的にあったのか。

事務局：全国的に大規模なデイサービスはあるが、実態としては規模の小さなデイサービスがさまざまな拠点で作られていく流れが全国的にある。仙台市も約300か所の通所介護事業所のうちの約200弱の通所介護事業所が小規模な通所介護の形態のため、そうしたものをより地域に密着した形でそれぞれの市町村が指定をする。いろいろな権限を有することが大事だとそういう考えだと認識している。

委員：都道府県指定から市町村指定になったことで、不利になる利用者が発生する可能性があるのか。

事務局：今利用されている方については4月以降も継続して利用が可能である。

委員：現実には他市町村の通所介護事業所に通っている方がいる可能性はあるのか。

事務局：ある。

委員：地域密着型サービス事業所に移行することで、契約をし直すことがあるのか。

事務局：平成28年4月の移行の際には引き続き利用することは可能である。ただし、今後6年に1回の指定更新の時期にはまた指定を行うことが必要になる。

委員：地域密着型通所介護事業所にならず大規模型・通常規模型通所事業所のサテライト型事業所に移行できるのは、法人で母体の事業所がある場合でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：小規模な通所介護の経営が大変で閉鎖するところが非常に増えてきている。十数名で運営を行うためには、ギリギリのところでないといけない。小規模な通所介護を維持するために施策として仙台市として考えていることはあるか。

事務局：平成27年4月の報酬改定の影響を確認するため通所介護事業所の数の推移を注視しているが、4月以降通所介護の数としては増えてきている。報酬改定の際は事業所の新規や廃止が多くなる傾向にあるが、今回は合併などの経営努力があったため事業所そのもの廃止が目立って増えたということはない。

委員：小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行した場合は、事業所は運営推進会議の開催が必要とされるのか。

事務局：現在の地域密着型サービス事業所は2か月に1回運営推進会議を行うが、地域密着型通所介護事業所は6か月に1回行うこととなる。

委員：経営が困難な事業者がたくさんいると思うが、国の方針により地域密着型通所介護事業者にみなされた場合、事業者の仕事量は増えるのか。

事務局：実際に提供いただくサービスは変わらないが、運営推進会議を開くことが義務付けられる。運営推進会議を任意で行っていた事業者は多数あると思うが、義務付けになることで、今まで運営推進会議を行っていない事業所はその部分の仕事が増える可能性はあると思う。

委員：経営者の負担が出るわけだが、その部分について補助は出るのか。

事務局：介護報酬上そのような手当はないと考えている。

委員：少人数で経営されている事業所は日中のサービス提供時間帯に会議を持つ時間はないと思う。実施回数を減らすなど事業者に対する負担を減らすことはできないのか。

事務局：運営推進会議の開催回数は国で定める基準によるため、基本的に基準には従っていただくこととなる。

委員：仕事量が増えて、かなりの負担になることは国や市町村は知っているか。ましてや収入や報酬が少ない事業者であるから、地域密着型への移行は賛成だが、その辺のことも考えて、指導についても考えていただきたい。

委員長：地域や利用者の方にとってよい状況を生むための地域密着型サービスへの移行と考えると、考えだけでなく、実際に運営出来るようにとのことでよろしいか。

委員：実際に負担にならないようにしていただきたい。

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

## (2) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明

委員：資料に記載のある3事業所は他に介護保険施設の運営を行っているか。

事務局：行っている。

委員：今まで大きな指導注意はあるか。

事務局：特になし。

委員長：質問がなければ、この資料にある事業者の指定をしてよいか。

(異議等なし)

## (3) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

#### (4) 鶴ヶ谷第一市営住宅高齢者福祉施設エリアの応募状況及び選定について

事務局より説明

委員：仙台市は従来型多床室の整備について今後認める方針なのか。

事務局：従来から一定の床数の制限を設けたうえで、多床室の整備も認めている。

委員：選定の基準についてだが、選定にあたり基礎審査では財務関係の書類の確認をし、地域密着型サービス委員会ではその後のサービス審査の部分について資料として示され、我々委員が審査しているとのことによいか。

事務局：基礎審査では財務状況や土地などの審査を行っているが、今回は市有地の貸付のため土地の審査は行わず財務状況などの審査をした上で、サービスの審査の部分についてお示ししている。

委員：貸借対照表や損益計算書などある程度の財務関係書類を示していただきたい。事業者の事業計画にはさまざまな記載があるが、財務関係がしっかりしていなければ、サービス理念がすばらしくても、人件費等さまざまな問題が出るため、実際に事業を行うことが可能なのか疑問である。現在、施設関係の倒産の問題が起こっているが、当然、財務関係が不健全であればそのような可能性が増えてくる。仙台市が財務状況を確認しているから大丈夫と言うのであれば、そうとしか言いようがないが、当委員会では非公開で審議するのであれば、提示していただきたい。

また、今回選定した認知症対応型共同生活介護事業所11か所についても財務関係が分からないため、適切かどうか聞かれた場合に答えることが出来ない。財務関係の書類を委員に対して提出していただくことはできないのか。

事務局：委員の方々にはこれまでの経験等を踏まえ、事業者の運営内容に対し指摘や意見をいただき、それを踏まえながら審査をしていた。財務審査は公認会計士の意見等を踏まえ審査をしていることもあり、今まで基礎審査については地域密着型サービス運営委員会に諮っていなかった。

委員：先ほど認知症対応型共同生活介護事業者の選定において11事業者の選定がなされたとのことだが、その時の点数を算定する際に、この財務審査なども基礎の段階の点数にあたるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：点数については全くわからないわけだが、我々審議会はどのような位置づけなのか。採点に関する点数的な話や基礎審査の段階での優劣の話が委員会の場であってもよいのではないか。選定を点数で決めていることは先ほど初めて知った。今までのやり方のため今後も変える気はないとのことであれば、その点に

関して言うことはないが、このような意見もあることは知っていただきたい。

事務局：事業者として指定をする前に皆様にご意見を先ずお伺いし、それをもとに仙台市が指定するプロセスをとっている。指定をするための前段階には事前申出があり、それを提出した事業者が施設の整備や開所にあたって次のステップを踏んでよいかということで、選定結果を報告事項としている。その事業者を選ぶ段階は、これまで仙台市で行っていたため報告という形をとり、議事に切り分けていた。そのため、選定の作業や審査の配点、具体の項目は提示していなかった。ただ、本日このような意見をいただいたため、あり方について検討したい。

委員：募集内容に地域間世代間の交流を生み出せるスペースの確保とあり、応募があった事業所は多少事業計画に交流についての記載があるが、もう少し世代間で有効に使えるような活用方法はないのか。事業予定地がそれほど狭いわけではないので、機能的な施設などを加えた提案をしていただければと思う。

また、併設する地域密着型事業所の選択で除外項目になっている中で、定期巡回随時対応型訪問介護看護を除外している理由は何か。

事務局：定期巡回随時対応型訪問介護看護は、未整備地区を基本に募集をしており、鶴ヶ谷地区については整備済みであるため整備の対象とはしなかった。

委員：地域間世代間の交流を生み出せるスペースについてはあまり具体的な提案がないようだが、それに関してはもう少し具体的な提案はあるか。

事務局：地域密着型サービス運営委員会のため、併設する地域密着型サービス事業所の事業計画のみを示している。本公募においては、本体部分である特別養護老人ホームの事業計画があり、そこで世代間交流についての考えが含まれている。

委員：世代間交流とはどういう交流を考えているのか。世代間交流については運営会社に任せるのか。

事務局：基本は事業者から世代間交流について提案してもらう。市としては、事業予定地の隣に幼稚園があるので、子供と高齢者の交流を施設を使いながら行うイメージを持っている。

委員：鶴ヶ谷地区では子供たちは減っていると考えがいかがか。老人団地みたいになっているから減っていると考えているがいかがか。

事務局：高齢者数は増えているが、子供の絶対数が減っているか否かについては手持ち資料がないためこの場ではお答えしかねる。

委員：今回の施設建設にあたり建設費補助金は出るのか。

事務局：特別養護老人ホームについては建設費補助金を出す。

委員：これだけの施設を建設するとかなりお金がかかる。先ほどのご意見があったように財務内容が大切だと思うので、審査のときはよく調査いただきたい。

委員：小規模多機能型居宅介護は、ある程度介護度が高くなると施設などに移行するため在籍期間が意外と短いと聞いているが、看護小規模多機能型居宅介護の在籍期間はどれくらいか。

事務局：今の視点で集計をしているものがないため、介護給付費のデータを加工もしくは分析して算出できるか確認したい。

委員：今後、医療依存度の高い方が増えてくると思うので、医療依存度の高い方でも自宅で生活を続けることが出来るよう整備を進めていただければと思う。

委員：30年間にわたり土地を有料で貸すことは、財務状況がしっかりしていることが前提と考えている。仙台市から土地を貸すことが補助金の要素があるのかなと思うが、そのような要素はあるか。

また、併設する認知症対応型共同生活介護については高齢者介護保険福祉計画の整備目標数からは除外されるという理解でよいか。

事務局：認知症対応型共同生活介護を選定した場合については計画の枠内でと考えている。市有地の貸与は路線価をベースとして金額を計算し貸与する。

事務局：初期投資を抑える意味では効果はある。また、まとまった土地を探すことについても少しは事業者負担の軽減になっていると考える。

委員：これからは仙台市で余っている土地を貸し出していけばよいのではないか。

事務局：今回は4000㎡余りの土地だが、特別養護老人ホームの建設にあたっては、3000㎡程度は必要となるため、本市でそのような土地を貸し出せる機会は少ない。

委員：地域の包括支援センターは足りているのか。

事務局：次期計画においては、これまでどおり高齢者人口等を踏まえて地域の分割等も行いう可能性も踏まえ検討するが、今計画期間中に包括センターを増やす考えは持っていない。

委員：協力病院との約束は全ての事業者においてとれているか。

事務局：今時点で必ず約束がとれているわけでないが、選定した後に病院と結んでいた。

委員：どこまで関わってくれるのか、医療連携については確認をしていただきたい。

事務局：ヒアリングにて確認させていただく。

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいか。

(異議等なし)

#### 4. その他

委員長：委員から質問や意見はあるか。

委員：看護小規模多機能型居宅介護が増えていない現状があるが、訪問看護事業所も

同様だと認識している。唯一株式会社で参入できる現状がありながらも事業所が増えない。一方で、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームを支えていくのは訪問看護事業所になると思うので、仙台市としてもより一層、訪問看護事業所が増えていくような取り組みを考えていただきたい。

委員：特養の運営推進会議に出ているが、地域での開催回数が増えると出席が難しくなると思う。また出席できたとしても質が下がってしまう可能性があるため、仙台市の方で合同開催を認めるなど方向を考えていただきたい。

事務局：先ほど、開催の回数についてご指摘があったことも踏まえ、仙台市として出来ることを考えていきたい。

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明